

省 令

○法務省令第五号

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づき、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

法務大臣 上川 陽子

（会社法施行規則の一部改正）

第一条 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（株式会社株式に関する事項）</p> <p>第二百二十二条 〔略〕</p> <p>一 当該事業年度の末日において発行済株式（自己株式を除く。次項において同じ。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる十名の株主の氏名又は名称、当該株主の有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。）及び当該株主の有する株式に係る当該割合</p> <p>二 〔略〕</p> <p>2 当該事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための法第百二十四条第一項に規定する基準日を定めた場合において、当該基準日が当該事業年度の末日後の日であるときは、前項第一号に掲げる事項については、当該基準日において発行済株式の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる十名の株主の氏名又は名称、当該株主の有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。）及び当該株主の有する株式に係る当該割合とすることができる。</p>	<p>（株式会社株式に関する事項）</p> <p>第二百二十二条 〔同上〕</p> <p>一 当該事業年度の末日において発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる十名の株主の氏名又は名称、当該株主の有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。）及び当該株主の有する株式に係る当該割合</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>

附則

（旧商法第二百一十一条ノ三第一項第二号の規定により取得した自己株式に関する経過措置）

第八条 当該事業年度中に旧商法第二百一十一条ノ三第一項の決議により買収を受けた当該株式会社の株式（同項第一号に掲げる場合において取得した株式を除く。）がある場合には、同条第四項の規定により報告しなければならない事項を、第二百二十二条第一項第二号に掲げる事項に含むものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

（旧商法第二百一十一条ノ三第一項第二号の規定により取得した自己株式に関する経過措置）

第八条 当該事業年度中に旧商法第二百一十一条ノ三第一項の決議により買収を受けた当該株式会社の株式（同項第一号に掲げる場合において取得した株式を除く。）がある場合には、同条第四項の規定により報告しなければならない事項を、第二百二十二条第二号に掲げる事項に含むものとする。

改正後	改正前
<p>（会社計算規則の一部改正）</p> <p>第二条 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。</p>	<p>（資産の部の区分）</p> <p>第七十四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一 一次に掲げる資産 流動資産</p> <p>〔イ、ロ 略〕</p> <p>〔号の細分を削る。〕</p>
<p>（資産の部の区分）</p> <p>第七十四条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一 一次に掲げる資産 流動資産</p> <p>〔イ、ロ 同上〕</p> <p>タ 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>（1） 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産</p> <p>（2） 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められるもの</p> <p>レ 〔同上〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p>	<p>（資産の部の区分）</p> <p>第七十四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一 一次に掲げる資産 流動資産</p> <p>〔イ、ロ 略〕</p> <p>〔号の細分を削る。〕</p> <p>タ 〔略〕</p> <p>〔二・三 略〕</p>

四 次に掲げる資産 投資その他の資産
 「イ」二 略」
 ホ 繰延税金資産
 「削る。」
 「削る。」
 「ヘ」リ 略」
 五 「略」
 四 (負債の部の区分)
第七十五条 「略」
 2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。
 一 次に掲げる負債 流動負債
 「イ」ト 略」
 「号の細分を削る。」

四 次に掲げる資産 投資その他の資産
 「イ」二 同上」
 ホ 次に掲げる繰延税金資産
 (1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産
 (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められないもの
 「ヘ」リ 同上」
 五 「同上」
 四 「同上」
 (負債の部の区分)
第七十五条 「同上」
 2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。
 一 次に掲げる負債 流動負債
 「イ」ト 同上」
 チ 次に掲げる繰延税金負債
 (1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債
 (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められないもの
 「イ」二 同上」
 二 次に掲げる負債 固定負債
 「イ」二 同上」
 ホ 次に掲げる繰延税金負債
 (1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債
 (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められないもの
 「ヘ」リ 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(繰延税金資産等の表示) 第八十三条 「項を削る。」</p> <p>(繰延税金資産等の表示) 第八十三条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。</p> <p>2 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。</p> <p>3 連結貸借対照表に係る前二項の規定の適用については、これらの規定中「その差額」とあるのは、「異なる納税主体に係るものを除き、その差額」とする。</p>
--------------------	--

附則
 (施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
 (会社法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この省令による改正後の会社法施行規則の規定は、平成三十年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告について適用し、同日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る事業報告については、なお従前の例による。
 (会社計算規則の一部改正に伴う経過措置)
第三条 この省令による改正後の会社計算規則(以下「新会社計算規則」という。)の規定は、平成三十年四月一日以後開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同年三月三十一日以後最初に終了する事業年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。
○厚生労働省令第三十五号
 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条の三第一項第一号、第六条の十二、第十二条の四第一項及び第十六条の四第六号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十年三月二十六日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 医療法施行規則の一部を改正する省令
 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。